

国家管轄権理論(2)

担当 横溝 大

【国際的専属管轄】

一 はじめに

- ・ 国際裁判管轄における専属(排他的)管轄:ある裁判籍に基づく一国の国際裁判管轄が、他の裁判籍に基づく他国の国際裁判管轄を排除する場合、当該管轄は専属管轄¹。
- ・ 専属管轄には、当事者の管轄合意により生じる場合もあるが、以下では、裁判籍に基づく専属管轄のみを扱う。
- ・ 国際裁判管轄における専属管轄の意味:
 - ① 専属管轄を有する国以外の国の裁判所で下された外国判決の不承認。
 - ② 外国が専属管轄を有している場合に我が国の国際裁判管轄を否定。
 - ③ 専属管轄以外の国を指定する合意管轄の効力を否定。
 - ④ 国際的訴訟競合における調整の余地を排除(我が国が専属管轄であれば常に我が国の訴訟が優先される)。
- ・ 専属管轄とされる事項²:
 - ① 財産関係では、不動産(物権及び賃貸借)、登録型知的財産権(登録、有効性)等。
 - ② 人に関しては、自国民、相続、離婚、法人及びその機関の決定の有効性、倒産等。
 - ③ 国家機関の介入に関しては、登記・登録、判決の執行等。
- ・ 1999 年ハーグ国際裁判管轄条約案では、不動産の物権又は賃貸借を目的とする手続、法人の有効性、無効若しくは解散又は法人の機関の決定の有効性若しくは無効を目的とする手続、公的な登記又は登録の有効性又は無効を目的とする手続、特許権、商標権、意匠権その他の寄託又は登録を要する類似の権利の登録、有効性、無効等を目的とする手続が専属管轄とされていた(12 条)。

二 根拠とその批判

(1) 根拠

- ① 国家主権と各国間の平等原則に基づく外国主権の尊重³
 - ・ 如何なる国も他国により行われる公権力行為の可否を問題とすることは出来ない。→1)外国法自体を無効とすること、2)外国行政行為の合法性に関し無効等の司法的判断をすること、3)外国判決や執行行為、保全処置を無効とすること、4)外国国家機関による公的登録・登記の修正を命じたり無効としたりすること、の禁止
 - ・ 批判:ある外国裁判所が他国の公権力行為について判断したとしても、自国の領域内で裁判

¹ Fragistas, at 203.

² Arroyo, at 84-108.

³ Fragistas, at 206; Usunier, at 59.

権を行使しているに過ぎない。→国際法違反にならない。

- ・ また、この根拠によりカバーされる範囲は、国家機関が関与する場合に限定される。→寧ろ②が主流(①が挙げられる場合にも、②で補充される)。

② 国家の強い関心

- ・ ある具体的事項への国家の強い関心、又は、事項の性質による国家との関り⁴。但し、説明の仕方は一様ではない。
- ・ 公序で説明される場合⁵:[例] 1936年1月21日フランス破棄院判決⁶(フランス特許権に関するベルギー裁判所での無効確認判決を認めず)→「発明特許についての無効の訴えは公序に関する」とした。
- ・ また、主権概念で説明する者もある⁷。
- ・ さらに、自国の強行的適用法規⁸の確保を専属管轄の根拠とする者も⁹。→自国が追求する法政策を実現するため、自国の強行的適用法規の適用を確保するべく専属管轄を採用。

③ 法律関係と法廷地との密接な繋がり¹⁰。

④ 実務上の根拠(補強的根拠):法廷地と法との関係、登記・登録等一定の手続を行うべき地との近接性、事案の集中、訴訟地と執行地との一致¹¹。

⑤ 矛盾した判決が生じる可能性の回避。

(2) 批判

- ・ 専属管轄は法的推論よりも寧ろ伝統によって受け入れられて来たに過ぎないとされ、最近では批判が強い¹²。
- ・ ②に対する批判:国家が何故例えば不動産に関する事件には特別な関心を有し、複数の死

⁴ Mayer, at 277-278.

⁵ Fragistas, at 217.

⁶ *Rev. crit.* 1936. 510.

⁷ Pataut, at 251. ここでいう「主権」は、「国家が自らの管轄を強制し、自国法の適用を要請しようとする場合をまとめたもの」という確認的・描写的概念として用いられている。*Id.*, at 33.

⁸ 国家の社会的・経済的政策を体現し、準拠法如何に拘らず通常常に法廷地で適用される法規。「絶対的強行法規」「国際的強行法規」「介入規範」と呼ぶ者も。

⁹ Holleaux, at 352. 条約・143頁以下。

¹⁰ Usunier, at 112.

¹¹ Audit, at 423-425. 報告書 1186頁は、不動産の専属管轄につき、この紛争類型が現場でなされるべき照会、調査、専門家の尋問を伴う点、不動産所在地以外には知られていない慣行により規律されていることが多い点、土地登記簿に登記する必要性を挙げる。条約・143頁。

¹² とりわけ参照、Arroyo, at 80-126.

亡者を出した事故に関しては関心を有さないのか、説得的な根拠を示すことは困難¹³。また、自国の強行的適用法規は外国裁判所でも尊重され得るし、問題がある外国判決は公序要件で排除可能¹⁴。

- ・ ③に対する批判:密接関連性のみからでは専属管轄は導かれない¹⁵。
- ・ 実際上の批判:国際裁判管轄を判断する際の柔軟性が失われる¹⁶。
- ・ 専属管轄の例外的性格。制限的解釈の必要性¹⁷。→国家活動の公的側面のみに限定すべき¹⁸。

(3) 小括

- ・ 法律関係と法廷地との密接関連性や、実務上の便宜は、それ自体では専属管轄の根拠としては不十分。
- ・ 外国主権尊重の要請については、そもそも私人間の国際民事紛争を解決するに際し外国国家行為の有効性を他国の裁判所は審理してはならないという準則が国際法上確固として成立しているかという疑問。また、国際礼譲により自発的に外国主権を尊重することは、国家間関係を優先することにより私法的法律関係を不安定なものとする。→抵触法の理念に反する。
- ・ 特定の事項に関する国家の強い関心:公序や主権といった不明確な概念よりも、寧ろ自国の強行的適用法規の適用確保から説明すべき。←外国裁判所による自国の強行的適用法規の適用に対する不信。特定の問題につき外国法の適用や外国判決の承認・執行可能性を否定。→自国の社会的・経済政策が専属管轄の範囲を決定。
- ・ 但し、前述のように、社会のグローバル化に伴い、抵触法の目的である私人間の紛争解決とは異質な、国家的利益を体現する専属管轄は可能な限り限定すべきだとするのが近時の傾向ということが出来る。→他の枠組でも自国の国家政策を実現出来る以上、正当化は困難か？
- ・ だが、法廷地の一定の法規につき我が国と一定の関係がある場合にこれらの法規が強行的適用法規として常に適用されることを明確化するために専属管轄を導入することは、当事者の予測可能性を高めると言う意味で正当化が可能なのでは。

三 立法

(管轄権の専属)

「第3条の5 会社法第7編第2章に規定する訴え(同章第4節及び第6節に規定するものを除

¹³ *Id.*, at 83.

¹⁴ *Id.*, at 87.

¹⁵ *Id.*, at 91.

¹⁶ *Id.*, at 109, 118-119.

¹⁷ *Id.*, at 117.

¹⁸ *Id.*, at 126.

く。)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第6章第2節に規定する訴えその他これらの法令以外の日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものの管轄権は、日本の裁判所に専属する

2 登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属する。

3 知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する知的財産権をいう。)のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権は、その登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属する。」

- ・ 不動産が含まれていないことから分かるように、外国に比べるとやや抑制的。

【参考文献】

- Diego P. Fernández Arroyo, “Compétence exclusive et compétence exorbitante dans les relations privées internationales”, 323 *Recueil des cours*, 9 (2008).
- Laurence Usunier, *La régulation de la compétence juridictionnelle en droit international privé* (Economica, 2008).
- Pierre Mayer/Vincent Heuzé, *Droit international privé* (9^e éd., Montchrestien 2007), at 277-280.
- Bernard Audit, «Le droit international privé en quête d’universalité», 305 *Recueil des cours*, 9 (2003).
- Étienne Pataut, *Principe de souveraineté et conflits de juridictions (Étude de droit international privé)* (L. G. D. J., 1999), at 239-334.
- Dominique Holleaux, *Compétence du juge étranger et reconnaissance des jugements* (Dalloz, 1970), at 351-356.
- Charalambos N. Fragistas, « La compétence internationale exclusive en droit privé », in *Studi in onore di Antonio Segni*, Tome 2 (1967), 197.
- ・ 拙稿「国際専属管轄」名古屋大学法政論集 245号(2012年)123頁
- ・ 道垣内正人編著『ハーグ国際裁判管轄条約』(商事法務・2009年)
- ・ 関西国際民事訴訟法研究会訳「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書〔4〕」国際商事法務 27巻10号(1999年)1181頁、1185頁以下。

【国際的訴訟競合】

一 はじめに

- ・ 国際的紛争の特徴の一つとして、内外裁判所で重複する内容を有する訴訟が係属される可能性があることが挙げられる。→国際的訴訟競合
- ・ 国内訴訟の場合→民訴法 142 条(旧民訴法 231 条):「裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することが出来ない。」
- ・ 国際的訴訟競合に関しては、民事訴訟法上明文規定がないとされる。→我が国の司法エネルギーの節約や、国際的な判決の矛盾抵触を防ぐために、抵触法上何らかの規律をすべきであるとされる。→法的安定性と具体的妥当性のいずれを重視するかでここでも対立がある。
- ・ 原告被告共通型:被告財産が様々な国々に拡散している場合・如何なる国で訴訟できるか不明確な場合。
- ・ 現被告逆転型:自分に不利な場所で訴訟を開始された被告が有利な場所に訴訟地を移そうとする場合。→裁判例上はこちらの方が多。
- ・ 尚、近時では、3 カ国以上での国際的訴訟競合や、訴訟と仲裁或いは仲裁と仲裁との競合など、問題が複雑化しつつある。

【参考】松枝迪夫「国際的仲裁競合、準拠法、契約譲渡の問題～日米ライセンス契約一代紛争事例」国際商事法務 26 卷 11 号(1998 年)1139 頁

二 学説

- ・ 初期の学説は、国際的訴訟競合の規律に消極的→外国訴訟が内国訴訟より先に確定判決に至り且つ旧民訴法 200 条の承認要件を充たす場合に限り内国訴訟を却下。
- ・ 近時では、国際的訴訟競合を規律すべきとの見解が支配的¹⁹。→法的安定性重視か(承認予測説)具体的妥当性重視か(ベターフォーラム説)
- ・ **承認予測説**²⁰:「民訴法 118 条が一定の外国判決の承認を義務づけていることを考えれば、判決に至る以前の外国訴訟に対しても一定の敬意を払うべきではないか」という発想。外国判決承認制度との理論的整合性を重視。→外国競合訴訟が内国訴訟に先立って提起されており、且つ、外国訴訟の判決が将来我が国で承認されることが予測される場合には、内国訴訟を却下。→問題点:外国判決承認と理論的に整合させる必要があるのか。訴訟の先後を重視する意義があるのか。承認予測の困難性(特に公序。但し、管轄のみを要件にすることも

¹⁹ 但し、現在でも、司法制度の同一性が保障されない涉外事件では二重起訴禁止の制度的前提を欠くとみて、外国での訴訟係属を顧慮しない立場もある。兼子一他『条解民事訴訟法』(1986 年)849 頁[竹下守夫執筆]、山田恒久[判批]判評 591 号 194 頁。

²⁰ 道垣内正人「国際訴訟競合(5・完)」法協 100 卷 4 号(1983 年)752 頁他。

理論的には可能か)。

- ・ **ベターフォーラム説**: 外国での訴訟係属を我が国国際裁判管轄の決定の際の一判断要素として、「特段の事情」の中で他の事情と共に考慮する。→事案に応じた柔軟な内国訴訟の処理を可能にする→問題点: 裁判官の裁量の余地の拡大。結論の予測を困難にし、法的安定性を害するとの批判あり。外国での訴訟が外国国家機関の行っている行為(国家行為)であるという側面を除外視し、事実としてのみ扱っている。
- ・ その他、近時、訴えの利益の問題として考慮すべきであるとする説も登場(**訴えの利益説**)²¹。→内国で提起された訴につき我が国で裁判する利益若しくは必要の有無を判断: 既に同一紛争について外国で訴訟が係属し、その外国にわが国の方からみて間接的管轄が肯定され又わが国との間に判決承認に関して相互性が認められる場合、利益なしとの推定。内国後訴原告側に挙証責任(内国での既判力獲得の必要性、外国判決の効力が紛争解決に不十分であること、外国において独自の強行法が適用される可能性、外国訴訟における手続保障の可能性等)²²。

三 裁判例

(1) 初期の裁判例

- ・ 外国での訴訟係属を考慮しない態度。

① 大阪地中判昭和 48 年 10 月 9 日判時 728 号 76 頁²³

「いわゆる二重起訴の禁止を規定する民事訴訟法 231 条にいう『裁判所』は、我が国の裁判所を指し、外国裁判所を含まないと解すべきである」

(2) その後の事例

- ・ 先例とすべき最高裁判決もなく、下級審裁判例も僅かしかなくまた一貫性があるとは言い難いが、それでも一応ベターフォーラム説が優勢と言い得る²⁴。

²¹ 渡邊惺之「国際的二重訴訟論」『中野古稀・判例民事訴訟法の理論(下)』(1995年)504頁。

²² その他、事案の性質に応じた柔軟な処理を求める折衷説もある。秋山幹男他『コンメンタール民事訴訟法Ⅲ[第2版]』(2006年)161頁。

²³ 東京地判昭和 30 年 12 月 23 日下民集 6 卷 12 号 127 頁・東京高判昭和 31 年 7 月 18 日下民集 8 卷 7 号 1282 頁も同様。

²⁴ 本文中に挙げたものの他、①東京地判昭和 59 年 2 月 15 日判時 1135 号 70 頁、②東京地判昭和 62 年 6 月 23 日判タ 639 号 253 頁・判時 1240 号 27 頁、③東京地中間判平成元年 6 月 19 日判タ 703 号 246 頁、④東京地判平成 3 年 1 月 29 日判時 1390 号 98 頁、⑤静岡地浜松支平成 3 年 7 月 15 日判時 1401 号 98 頁、⑥東京地判平成 10 年 11 月 27 日判タ 1037 号 235 頁、⑦東京地判平成 11 年 1 月 28 日判タ 1046 号 273 頁、⑧東京地判平成 16 年 1 月 30 日判時 1854 号 51 頁、⑨東京家判平成 17 年 3 月 31 日判例集未登載、⑩東京地判平成 19 年 3 月 20 日判時 1974 号 156 頁。このうち、中国人間の離婚及び親権者指定等請求に関する⑨は、

① 東京地中判平成元年 5 月 30 日判時 1348 号 91 頁(宮越対グールド事件)

【事実】

- ・ Y 会社(デラウェア州法人・本店イリノイ州)、X 会社(日本法人・本店日本)等を相手に、昭和 60 年 10 月 21 日、アメリカ合衆国オハイオ州北部東地区連邦地方裁判所に対し、RICO 法 (Racketeer Influenced and Corrupt Organization Act of 1970: 事業の犯罪組織への浸透の取締に関する法律)に基づき訴訟を提起。
- ・ X 会社、Y 会社を相手方とし、X の Y に対する不法行為による損害賠償債務、X の Y に対する不当利得返還債務、Y のノウハウに対する X の侵害行為についての Y の X に対する差止請求権の不存在確認請求を日本で提起。

【判旨】 管轄肯定。

「X が B 会社との間で、銅箔の表面処理に関する新しいシステムについての本件契約を締結し、右契約に基づき B 会社から技術指導を受けたこと並びに右契約を締結するための交渉、契約書の作成及び技術指導がいずれも日本の東京で行われた」「右事実によれば、本件不法行為の加害行為とされているもののうち専有ファイルの入手という重要な行為が日本の東京で行われたことになる。したがって、本件においては、我が国の裁判所に不法行為地の裁判所として国際的裁

以下のように明確に承認予測説に立った事例として注目される。

「国際的な婚姻等の身分行為が広く行われている今日の社会において、法律上の身分関係の安定ないし画一的確定の要請に鑑みると、日本国の裁判所に当該人事訴訟事件についての管轄権が認められさえすれば、同一の訴訟物に関する外国訴訟の係属を一切考慮することなく、常に国際的な二重起訴状態を無視して審理を進めることが相当とは認め難い。

そこで、一般に、外国離婚判決についても民事訴訟法 118 条の適用を肯定すべきものと解されるところ、民事訴訟法 118 条が一定の要件のもとに外国判決の国内的効力を承認するものとした趣旨を考慮し、国際的な二重起訴の場合にも、先行する外国訴訟についての本案判決がされてそれが確定に至ることが相当の確実性をもって予測され、かつ、その判決が日本国において承認される可能性があるときは、判決の矛盾抵触の防止、当事者の公平、裁判の適正、迅速、さらには訴訟経済の観点から、二重基礎の近時の上記規定の趣旨を類推して、後訴を不適法とすべきものと解される。」

「認定事実を総合すれば、先行する中国訴訟について既に第一審判決がされており、現在上訴審が係属中であるところ、近い将来、上訴審判決がされてそれが確定に至ることが相当の確実性をもって予測され、かつ、その判決が、民事訴訟法 118 条所定の各要件を充足し、日本国において承認される可能性が十分にあると認めるのが相当であるから、民事訴訟法 142 条の規定の趣旨を類推して、後訴である本件訴訟は不適法となると言わなければならない。」

→但し、控訴審判決たる東京高判平成 17 年 9 月 14 日は、「中国における判決が確定しておらず、直ちに判決が出るといった状況にもないこと、X 及び Y は、いずれも日本に住所を有し、日本国の永住者としての在留資格を有すること等にかんがみれば、X の日本における裁判を受ける権利を奪ってまで、例外的に民事訴訟法 142 条を類推適用して本件訴訟を国際的二重起訴に該当すると解することはできない」として破棄差戻し。

判管轄権を認めることが条理に適うものというべきである」

「まず、二重起訴の禁止を定める民事訴訟法 231 条の該当性については、同条にいう『裁判所』とは、我が国の裁判所を意味するものであって、外国の裁判所は含まないと解するのが相当であるから、本件訴訟が同条に定める二重起訴に当たるとすることは出来ない。また、そもそも、国際的な二重起訴の場合は、国内的な二重起訴の場合と異なり、これをいかなる要件のもとにどのように規律すべきかについて実定法上の定めがない以上、内国訴訟においては、原告が選択した管轄裁判所で審理することが被告に著しい損害を与える場合には他の管轄裁判所に移送する制度[・]が存するのに対し、外国の裁判所に係属した事件についてはそのような制度がなく、また、主権国家が並存し、各国家間に統一された裁判制度も国際的な管轄の分配に関する一般的に承認された原則も存在しない現状においては、安易に先行する外国訴訟に常に優位を認めることも適当でないといわなければならない。しかし、国際的な規模での取引活動が広く行われている今日の社会において、日本の裁判所に管轄権が認められさえすれば、同一の訴訟物に関する外国訴訟の係属を一切顧慮することなく常に国際的な二重起訴状態を無視して審理を進めてよいとも認めがたい。そこで、この点については、同法 200 条が一定の承認要件の下に外国判決の国内的効力を承認する制度を設けている趣旨を考え、国際的な二重起訴の場合にも、先行する外国訴訟について本案判決がされてそれが確定に至ることが相当の確実性をもって予測され、かつ、その判決が、我が国において承認される可能性があるときは、判決の抵触の防止や当事者の公平、裁判の適正・迅速、更には訴訟経済といった観点から、二重起訴の禁止の法理を類推して、後訴を規制することが相当とされることもありうるというべきである。」

アメリカでの訴訟は「全体としていまだ本案審理を開始する段階に至っていないことが認められ、将来において米国訴訟についての本案判決が下され、それが確定するに至るかどうかについては、現段階で相当の確実性をもって予測することは出来ない。そして、同法 200 条の要件のうち、3 号の要件については、それが将来における米国訴訟の判決の内容のみならずその成立過程に関する事柄を含むものである以上、現段階で未だ本案審理も開始されていない米国訴訟の判決が同号の要件を具備するものと断定することもまた困難である。

してみれば、本件について、我が国の裁判所が、不法行為地の裁判所として管轄権を有するにもかかわらず、現段階で承認可能性のある本案判決がされるかどうかを確実に予測することが出来ない米国訴訟が先に係属していることを理由に二重起訴の禁止の法理の趣旨を類推して本件訴えを不適法として却下し、その審理を拒絶することは相当ではないといわなければならない」

→判決はどちらの立場に立ったのか(承認予測説?微妙。折衷的)。

② 最判平成 13 年 6 月 8 日

「(4) 本件訴訟とタイ訴訟の請求の内容は同一ではなく、訴訟物が異なるのであるから、タイ訴訟の争点の一つが本件著作物についての独占的利用権の有無であり、これが本件訴訟の争点

と共通するところがあるとしても、本件訴訟についてYを我が国の裁判権に服させることが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するものということとはできない。その他、本件訴訟について我が国の裁判所の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があるとは認められない。」

- ・ 「特段の事情」説？訴訟物の同一性重視→本判決は、外国での訴訟係属が国内訴訟において考慮されるためには、まずもって訴訟物の同一性が要求されることを示したに過ぎない。同一である場合にどのように考慮されるかについては何ら判断をしなかったのでは。

四 立法における展開

- ・ 今回の立法においては、中間試案の段階では次のような規定が置かれていた。

第8 国際訴訟競合に関する規律

【甲案】

【A案】

① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。

② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができるものとする。

【B案】

① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。

② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができないものとする。

【乙案】

国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

- ・ 一見して明らかな通り、甲案は基本的には承認予測説を採用するもの。
- ・ 但し、同規定は、中止規定。また、「国際裁判管轄の有無の判断において、外国裁判所に継続中の訴訟の審理状況を考慮することを排除するものではない。」²⁵→ベターフォーラム説の併用。
- ・ だが、パブリックコメントでは、乙案に賛成するものが多数。←その要件が不確実であり、かえって審理の長期化を招く恐れ。訴訟戦術に使われる可能性も。我が国の裁判実務との乖離。

²⁵ 補足説明 59 頁。

- ・ その後、新たに下記の案が示された。

「裁判所は、外国裁判所に係属する事件と同一の事件が係属する場合において、日本及び外国の裁判所における審理の状況、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結してその判決が確定する見込み、その判決が民事訴訟法第 118 条の規定により効力を有することとなる可能性その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、4 月以内の期間を定めて訴訟手続を中止することができるものとする。」

- ・ だが、同案に対しても、実務家の支持が得られず、結局、国際的訴訟競合に関する明文規定の導入は見送られた。→ベターフォーラム説の勝利。

五 考察

- ・ 国際的に見た場合、この問題を時間的に訴訟受理の先後により解決する国々(大陸法系)と、空間的にいずれが適切な法廷地なのかという観点から解決する国々(英米法系)がある。←それぞれの立場に対応。
- ・ 明確性・予測可能性という観点からは、時間的に解決することが望ましいのでは²⁶。→間接管轄の要件を課した上で、当該外国法秩序の裁判所に管轄が認められれば、民訴法 142 条の「裁判所」とであると看做し、国内での訴えを却下すべきではないか(差し当たりの私見)。

【参考文献】

- ・ 道垣内正人＝早川吉尚「国際的訴訟競合の諸問題」沢木敬郎＝秋場準一編『国際私法の争点(新版)』(1996年)253頁
- ・ 渡辺惺之「国際的二重訴訟論－訴えの利益による処理試論」『判例民事訴訟法の理論(下)』(1995年)475頁
- ・ 藤下健「国際裁判管轄研究会報告に関わる若干の問題点について」判時 2028号(2009年)3頁

²⁶ Mayer [2007], at 295.